

茨木市審議会等委員の公募実施要領 運用と解釈

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市審議会等の委員の選任基準等に関する指針（平成13年4月1日実施。第2において「指針」という。）第7に規定する審議会等委員の公募制の実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

- ・「茨木市審議会等の委員の選任基準等に関する指針」第7は、「審議会等の委員の選任については、公募による委員を積極的に選任し、市民が市政へ参画する機会の保障に努めるものとする。」とし、また、その具体的な運用についてはこの要領で定めることとしています。
- ・審議会等委員の公募を行う目的は、広く民意を行政に反映させることであり、この要領は、これをふまえて実際の公募制の運用に関する基準を定めるものです。

(公募制の対象となる審議会等)

第2 委員の公募制の対象となる審議会等は、指針第1に規定するもののうち、委員の構成として、市民又は市民代表と定める規定を有するものを対象とする。

- ・審議会等のうち、その設置根拠となる条例、規則等に、市民又は市民代表をその構成員とする旨が規定されているものについては、公募により委員を選任することができます。このような審議会等の委員の選任に際しては、積極的に公募するよう努めてください。

(申込者の資格)

第3 委員の公募に申し込むことができる者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 原則として、年齢18歳以上の者
- (2) 本市に在住、在勤又は在学している者
- (3) 国又は他の地方公共団体の議員及び職員でない者
- (4) 本市市議会議員及び本市職員でない者
- (5) 本市の3機関以上の審議会等委員となっていない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が必要と認める事項を有する者

- ・審議会等の委員の公募に申し込むための資格要件について定めています。ここに定める各号すべてを満たす者のみが、申し込みの資格を有すると判断されます。
- ・選任基準等に関する指針では、体力面等を考慮し、年齢の上限を設けて高齢者を選任しない規定としましたが、公募により委員を選任する場合は、応募者の意志を尊重し、年齢の上限を設けないものとします。
- ・審議会等の委員に応募することのできる年齢の下限は、成人となる18歳を原則とします。ただし、特に若い世代や学生の意見を聴取する必要のある審議会等については、「高校生以上」等の条件により公募を行うことも可能です。
- ・審議会等によっては、市内在住者のみではなく、通勤・通学されている方にも影響を及ぼす案

件について審議することもあります。このため、第2号では市内在住者、在勤者、在学者に等しく審議会等委員となる資格があることを定めています。

- ・ 公募の目的は広く民意を行政に反映させることであり、この観点から国や地方公共団体（本市含む。）の議員及び職員は公募の対象としないこととしています。ただし、この規定における「職員」とは、基本的に「正規職員」を想定したものであり、日常から市政への関与がなく、また、審議会等に求められる、透明性、中立性及び公平性が担保され、かつ、市民に誤解を与えることがないと判断できる場合は、この限りではありません。
- ・ 委員の兼職については、「茨木市審議会等委員の選任基準等に関する指針」で、1人3機関までと定めており、公募委員の選任の際にも、この規定は適用されます。応募者の兼職状況については、政策企画課行政経営係までお問い合わせください。

（公募方法等）

第4 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市広報誌及び市ホームページへの掲載等の方法により、広く周知を行うものとする。

(1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

(2) 申込者の資格

(3) 公募人数

(4) 選任の時期及び任期

(5) 報酬または報償金

(6) 会議開催の頻度

(7) 申込方法及び申込期限

(8) 選考方法

(9) 問い合わせ先

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が必要と認める事項

2 前項の市広報誌及び市ホームページへの掲載等は、申込期限までに時間的な余裕を持って行うものとする。

- ・ 広く市民の市政参加を促すため、市広報誌及び市ホームページでの公募の周知は当該審議会等の担当課で必ず行うものとします。これらに加え、その他の方法として、掲示板や関連施設への掲示等も考えられます。なお、市ホームページへ掲載する際には、当該ページが「トピックス」に表示されるよう、各担当課所属長の承認後、まち魅力発信課へ依頼を行ってください。
- ・ 申込期間は十分な期間を確保するようにしてください（おおむね1か月間程度）。
- ・ 審議会等へ女性が参画しやすい環境を整えるため、当該審議会等の担当課は、子育て支援課の出前型一時保育事業を積極的に活用するものとします。公募委員募集の際には、募集通知に一時保育が利用できる旨を併せて掲載し、事業の周知を行ってください。

（申込方法等）

第5 委員の公募に申し込もうとする者は、次に掲げる事項のうち、市長その他の執行機関が指定するものを記載した申込書を提出するものとする。

(1) 申し込む審議会等の名称

- (2) 住所、氏名、生年月日、性別及び電話番号
 - (3) 応募の動機
 - (4) 小論文
 - (5) 勤務先又は通学する学校の名称及び所在地
 - (6) その他委員の選考に必要な事項
- 2 前項の申込書は、返還しないものとする。

- ・小論文の文字数は、400字から800字程度が標準的です。
- ・第3第2号により、市内在勤者や在学者を公募対象に加えるため、申込者が要件を満たしているかを確認する意味で、勤務先又は通学する学校名及びそれらの所在地を申込書に記入してもらいます。
- ・第1項第6号の例としては、本人確認のための書類の写しや、応募者の活動実績、専門性等を証明する書類等が挙げられます。

(選考の方法等)

第6 委員の選考は、申込書による書類選考、抽選等の方法により行うものとする。

- 2 審議会等の庶務担当部は、前項の選考を実施するにあたっては、選考方法等をあらかじめ選考要領に定めるものとする。
- 3 選考の結果については、合否にかかわらず、庶務担当部から当該申込者に通知するものとする。

- ・委員の選考にあたっては、選考過程の透明性・公平性を高めるため、当該審議会等の担当課であらかじめ選考要領を作成し、それに従って選考を行ってください。

(特例)

第7 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (3) 第6第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 第6第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

- ・一度公募を行った後、公募によらないで委員を選任することのできる場合を特例として定めています。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。